暫定排水基準一覧

単位（ｍｇ／Ｌ）

区分	業種	要件等		ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※	亜鉛及びその化合物	六価クロム化合物	適用期間
温泉	旅館業	ほう素濃度が500mg/L以下の温泉を利用するもの	自然湧出の温泉で、排水量 50m^3／日未満又はS49.12.1時点で湧出していたもの	300	50				当分の間
			自然湧出以外の温泉で、排水量 50m^3／日未満又はS49.12.1時点で湧出していたもの	300	30				
			S49.12.1以降に湧出した温泉で、排水量 50m^3／日以上のもの	300	15				
		ほう素濃度が500mg/Lを超える温泉を利用するもの	自然湧出の温泉で、排水量 50m^3／日未満又はS49.12.1時点で湧出していたもの	500	50				
			自然湧出以外の温泉で、排水量 50m^3／日未満又はS49.12.1時点で湧出していたもの	500	30				
			S49.12.1以降に湧出した温泉で、排水量 50m^3／日以上のもの	500	15				
畜産	畜産農業	豚房施設（豚房の総面積 50m^{2}未満の事業場を除く）を有するもの				400			R4.7.1 ～ R7.6.30 ・電気めっき業に係る「亜鉛及びその化合物」においては R3.12.11 ～ R11.12.10 ・電気めっき業に係る「六価クロム化合物」においては R6.4.1 ～ R9.3.31
		牛房施設（牛房の総面積 200m^{2}未満の事業場を除く）を有するもの				300			
工業	ほうろう鉄器製造業			40	12				
	金属鉱業			100					
	電気めっき業	排水量 50m^3／日未満		30	40		4	0.5	
		排水量 50m^3／日以上		30	15		4	0.5	
	貴金属製造・再生業					2800			
	ジルコニウム化合物製造業					350			
	モリブデン化合物製造業					1300			
	バナジウム化合物製造業					1650			
下水道	下水道業	温泉排水を受け入れているもので一定のもの		40					当分の間

※アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量